

# 1. 带状疱疹に対するワクチン接種について

## 質問要旨

患者が増加傾向にある带状疱疹は、早期の発見と治療に加え、ワクチン接種が有効であり、発症しても軽症で済み、後遺症の予防にもつながるとされる中、他の地方自治体ではワクチン接種への助成制度も創設されているが、带状疱疹に対するワクチン接種に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) ワクチン接種は市町村の取組ではあるが、本府として、助成制度の創設を求める声や带状疱疹ワクチン接種の効果と課題、市町村の動向等をどのように認識しているのか。

(2) 令和4年12月に府議会から国に対し、早期の带状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見を提出したが、まずは市町村と連携し、モデルケースとして助成制度の取組を進めるべきと考えるがどうか。また、その結果を国への働きかけや府内市町村への横展開につなげていくことも重要と考えるがどうか。

## 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。带状疱疹ワクチンについてでございます。

带状疱疹は、幼少期に感染した水痘带状疱疹ウイルスが体内の感覚神経に潜伏し、大人になって加齢や疲労、ストレス、基礎疾患などにより免疫力が低下したときに、潜伏していたウイルスが再活性化し、発症する病気でございます。

概ね50歳を境に発症頻度が徐々に高くなり、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると言われております。症状としてはピリピリとした痛みや発疹があるほか、ウイルスが神経を傷つけることで起こる带状疱疹後神経痛という痛みが長期間残る方もおられ、激しい痛みにより日常生活に影響を及ぼす場合もございます。

発症予防のための带状疱疹ワクチンは、平成28年に「ビケン」、令和2年には「シングリックス」の2種類が薬事承認を受けており、現在50歳以上の方が任意でワクチン接種ができることとなっております。

こうしたワクチン接種につきましては、高齢者の健康を守るための予防策として、日本皮膚科学会など複数の学会から定期接種化を求める要望が厚生労働省に提出されております。また、接種費用が高額となることから、京都府内のいくつかの市町村では、住民の方から公費助成について問い合わせが寄せられることがあると伺っております。

ワクチンの効果や問題点についてですが、現在、新たに定期接種化などを検討する厚生科学審議会の小委員会で、このワクチン接種の予防接種法上の位置付けが審議されております。小委員会では、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果などを論点に、評価及び検討が進められているところでござ

ざいます。

こうしたワクチンの有効性などにつきましては、早急に確認するよう府議会から国へ求めておられるところであり、京都府といたしましても、科学的知見を有する国に検討を急ぐよう求めているところでございます。

また、全国の自治体におけるワクチン接種費用に対する助成の状況につきましては、東京都や愛知県の複数の市区町村で助成制度が構築されておりますが、都道府県で、市町村補助を実施しているのは東京都のみと承知しております。

また、京都府内では、現在のところ、带状疱疹ワクチンの接種助成をしている市町村や、制度の創設について検討している市町村はないと伺っております。

今後のワクチン助成に係る取組についてでございますが、国においてワクチンの有効性や安全性が確認された際には、定期接種化と合わせて接種対象者に係る負担軽減策を国に対して求めますとともに、定期接種化が決定された際には、市町村において迅速に接種体制が構築されるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

---

## 2. 若年層に対する献血の啓発について

---

### 質問要旨

献血が可能な16歳から69歳までの人口は、少子高齢化により、令和2年の約8,357万人から、15年後の令和17年には約7,198万人に減少することが予測され、10代から30代の若年層の献血者数に至っては、10年前から約80万人も減少しているが、若年層に対する献血の啓発に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(健康福祉部長)

- (1) 血液製剤は献血により作られ、血液を必要とする多くの患者が日々救われている中、本府では、毎年「京都府献血推進計画」を立て、血液量や献血者数の目標値を掲げているが、献血の重要性や近年の目標に対する結果をどのように認識し、分析しているのか。また、献血目標を安定的に達成するためには持続可能な取組が必要と考えるがどうか。
- (2) 将来にわたって安定的に血液を確保するためには、若年層の献血者を増やすことが重要であり、献血が可能となる年齢も見据え、各市町の教育委員会や日本赤十字社、医療機関等の関連機関とも連携し、公立・私立の中学校、高校において、献血の果たす役割等に触れることができる取組をさらに推進すべきと考えるがどうか。

### 答弁

献血の推進についてでございます。

献血から作られる血液製剤につきましては、様々な病気の治療に欠かせない医薬品であり、これを安定的に確保するためには、多くの方々に献血に御協力いただくことが非常に重要と認識しております。そこで、京都府といたしましては、毎年、献血者数及び血液量の目標値の他、目標達成のための取組についても記載した京都府献血推進計画を策定しているところでございます。

この献血推進計画に基づき、献血を実施する日本赤十字社京都府支部との連携のもと、常設の献血ルームに加え、ショッピングセンターや官公庁・事業所など多くの方が集まる場所での移動献血の実施により、献血に参加しやすい環境を整えるとともに、献血への協力を呼びかける啓発活動などを実施しているところでございます。

さらに、コロナ禍におきましても、インターネットによる献血の予約や事前の問診回答により混雑を回避し、待ち時間の短縮を図ることにより、献血者数を確保してきたところであります。

こうした取組の結果、京都府における令和4年度の献血者数は、献血推進計画で定める目標値110,386人に対し113,410人と、目標は達成している状況にはありますが、献血者の割合を年齢別にみると50代以上が増加している一方で、20代から40代は減少している状況にあり、今後の安定的・持続的な血液の確保に向け、特に若年層の方々に継続的に献血に御協力いただくことが重要と考えております。

そのため、大学生のボランティア団体による同世代の若者への呼びかけ、血色素量不足などで献血ができなかった大学生に食生活改善を指導し将来の献血者確保を図る取組、大学生向けフリーペーパーへの記事掲載など、若年層をターゲットとした啓発に努めているところでございます。

次に、中学生、高校生に対する献血の啓発についてでございます。

献血は16歳から可能とされていることから、これまでから、高校生を対象とした献血セミナーの実施、献血への理解を深めるハンドブックの配布、高校への献血バスの派遣などを実施しており、引き続き取組を推進していくこととしております。

中学生につきましては、まだ献血ができない年齢ではありますが、早期から献血の重要性を理解していただくことは、将来の献血者確保のための有効な取組と考えております。

中学生への取組を推進するためには、市町村、学校等の協力が必要不可欠となりますので、今後、市町村や京都府医師会、教育委員会にも参画いただいております京都府献血推進協議会の御意見をお聞きしながら、中学生の理解を深める取組の実施に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

---

### 3. 観光バス等の迷惑・違法駐停車対策について

---

質問要旨

入国制限の緩和によるインバウンドの回復等により観光需要が高まる一方で、観光バスやホテル建設等のための工事車両による迷惑・違法駐停車が多く見受けられ、交通安全に支障をきたしていると考えますが、観光バス等の迷惑・違法駐停車対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。  
(警察本部長)

- (1) 観光バスや工事車両が道路を断続的に占領し続ける行為をどのように認識しているのか。また、改定が予定される「京都府自転車活用推進計画」の中でも、違法駐車取締り等により自転車通行空間を確保するとしているが、こうした観点も踏まえ、これまでどのような対策を講じてきたのか。さらに、今後の対策はどうか。
- (2) これらの問題は、観光バス事業者だけの責任ではなく、行政と警察、バス事業者や観光事業者等が連携・協力してきたが、十分に機能してこなかったことが大きな原因の1つと考える。既に関係機関等と連携した観光バス等の駐停車対策のネットワークがあると聞くが、府警として、どのような連携の下、取組を推進してきたのか。また、ネットワークがある中で迷惑・違法駐停車が発生している状況を踏まえ、今後どのように取り組むのか。

## 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。  
駐停車車両の認識についてでございます。

京都市内では、観光需要の増加や社会行動の活性化により、議員ご指摘の主要な道路におきましては、乗客の乗り降りのための観光バスや荷待ちの貨物車両が、ホテルやコンビニ等の前を中心に停車する実態があること、御池通では、時間帯によりバスや集配中の貨物車両は駐車違反から除外されておりますけれども、除外されない駐停車車両があることについては承知をしているところでございます。

こうした車両の多くは運転手が乗車しており、放置駐車違反には該当しないため、広報による排除活動や、交差点の直近等で駐停車禁止違反に該当する場合には積極的に交通指導取締りを実施しているところでございます。

次に、自転車の通行空間の確保のための対応についてでございます。

自転車が通行する場所に駐車車両があると、その通行が阻害されることとなりますので、警察署ごとに、駐車違反の重点路線や重点地域等を指定した駐車監視員活動ガイドラインに基づく駐車監視員の活動と警察官による交通指導取締りをリンクさせた対策を実施しております。

また、本年7月1日からは、改正道路交通法が施行され、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが道路交通の場に加わります。

この、電動キックボードは、自転車と同様の通行方法となり、通行空間を確保する必要があるこ

とから、引き続き取締りをはじめとする駐車対策に取り組んでまいります。

次に、行政や関係機関が連携した協議会についてでございます。

平成28年に発足した「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」は、観光バスの駐車や長時間の客待ちによる路上滞留を防止することなどを目的に、京都市が事務局となりまして、近畿運輸局、京都府バス協会、旅行業協会等で構成されております。

同会議では、それぞれの対策等について意見交換が行われており、府警察は、オブザーバーとして参画し、交通実態や府民要望に基づく観光バス駐車場の確保等の改善意見を強く申し入れるとともに、協同での啓発活動等も行っております。

この他にも、タクシーの駐車実態に鑑み、交通指導取締りを行うほか、京都市や関係機関・団体等と連携した現場指導等を行っております。

今後、インバウンドをはじめとする観光客の増加が見込まれることから、引き続き、違法駐車に対する交通指導取締りを強化するとともに、「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」から、発生源となるホテル、旅行業界、バス事業者等への働きかけが積極的に行われるよう一層の申し入れを行いまして、安全で円滑な道路交通環境の確保に努めてまいります。